

(該当箇所)

9. その他

趣味目的のラジコン機についての登録申請に当たっての負担の軽減等について関係団体よりご要望をいただいております、この点については引き続き検討を行ってまいります。

(意見)

今回の意見募集期間が 11/9、事前登録開始期日が 12/20 ゆえ、上記の「引き続き検討」を待っているのは、ラジコン愛好家の意見を募集する期間が非常に短いように思いましたので、今回意見を述べさせていただきます。

今回の法改正はレベル 4 の飛行に必要な法改正と理解しています。しかしながら現状の内容ではラジコン愛好家もその対象に含まれ、一括りに扱われてしまいますので、多くの愛好家からの猛反発を受け沢山の反対署名が集まったものと理解しています。そこでラジコン愛好家の意見として以下を希望致します。



「登録申請に当たっての負担の軽減」ではなく、趣味のラジコンであり、飛行形態と飛行空域（リスク）が以下の場合、「機体の個別登録」および「リモート ID 搭載」対象からの除外を希望します。

「レベル 1」かつ「カテゴリー I」の場合

および

「レベル 1」かつ「カテゴリー II で運行管理の許可・承認有り」の場合



以下、上記意見の理由を説明します。

ラジコン愛好家の飛行形態はレベル 1（目視で人が操縦）のみで、飛行空域はカテゴリー I（無人：低リスク）か II（空域が高度 150m 以上 400m 未満）に限られます。機体製作も趣味の一面ゆえ愛好家は多数の機体を所有しますが、一人の操縦者が同時に複数機体を飛行することはなく、飛行は 1 機ずつです。また離陸した場所から最大数百 m の範囲を飛行しますが必ず発航した場所に着陸しま

す。また飛行時間は 10 分以下が殆どです。飛行場所はカテゴリー I が多いが、飛行方法によっては 150m 以上になることがあります（カテゴリー II）、その場合は申請・承認を得て飛行しています。

これに対し、今回の法改正の主対象である商用ドローンは、事業主（無人制御装置）が複数のドローンを同時に複数台飛行し、離陸した場所とは別の場所に着陸する（第三者が機体確認困難な）ケースがあるので、「機体の個別登録」、「リモート ID」、そして事業主体である受益者への「登録手数料」を要求するのは納得できます。

しかしながら趣味のラジコンにおいては「所有者登録（RCK, JPN 番号）」の制度があり、機体は必ず短時間のうちに飛行場所に着陸するので、着陸場所で所有者が確認できるので「リモート ID」は必要ありません。

機体の個別登録やリモート搭載は煩雑で費用もかかるとなれば、登録・搭載なしで飛行する違反ケースも想定されますが、所有者登録番号を機体に記載する現行の仕組みであれば簡易であり飛行者（所有者）管理も一元化されます。

ただし、現状の所有者登録（RCK：日本ラジコン電波安全協会、JPN：日本模型航空連盟）はラジコン愛好家全員が行っている状況ではありませんので、これらの制度への加入をより一層進めることで、更に安全意識を高め、航空法への理解も深めることが重要と考えます。

以上